

# 常陸太田中学硬式野球倶楽部 会則

## (名称および事務所)

第1条 本倶楽部は、チーム名を「常陸太田リトルシニア」と称し、事務所を事務局長宅におくものとする。

## (目的)

第2条 本倶楽部は、一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会の規約及び信条を守り、少年達に硬式野球を通じて青少年の健全育成と心身の鍛錬・スポーツ精神を養うとともに、野球技術の向上を図ることを目的とする。

## (活動内容)

第3条 本倶楽部は、前条の目的を達成するため次の活動を行うものとする。

- ①野球普及と指導、育成を行う。
- ②各種大会への参加及び練習を行う。
- ③その他、本倶楽部の目的達成するために必要と認められる活動を行う。

## (会員の資格)

第4条 本倶楽部の会員は、正式に登録された小学6年生から中学3年生の選手を会員とする。

## (入会手続き及び会費等)

第5条 本倶楽部の会員となるには、必要書類を提出し役員会の決議を経て決定される。入会決定後、下記の費用等を納入した日から会員とする。

- ①入会金：10,000円
- ②会費：10,000円（月額）
  - ※原則、指定金融機関への振込みとし、振入手数料は会員負担とする。
  - ※全国大会、練習試合等の遠征費「交通費・宿泊費」については、各自負担とする。
- ③設備費：12,000円（年額）
- ④スポーツ保険掛金：800円（年額）

## (役員)

第6条 本倶楽部に次の役員をおくものとする。

- ①会長
- ②副会長
- ③事務局長
- ④監督
- ⑤審判長

## (役員の選任および任期)

第7条 役員の選任は、次により行うものとする。

- ①会長および監督は役員会で選任し、他の役員は会長が任命する。
- ②役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

## (会計)

第8条 本倶楽部の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終了する。

## (会則)

第9条 会則の変更は、役員会の半数以上の決議をもって承認とする。

## (設立年月日)

第10条 本会の設立年月日は2018年4月1日とする。

## (施行)

第11条 この会則は2018年4月1日から施行する。

## (附則)

- ・2018年10月2日 チーム名改定